

# おんが

発行所  
遠賀町役場  
編集発行  
遠賀町庶務課  
印刷所  
冷牟田印刷合資会社

## 農業委員会委員改選さる

### 7月15日一般選挙執行

7月19日任期満了に伴う遠賀町農業委員会委員の改選は、7月15日選挙によって新しい農業委員が選ばれました。

なお、本町の農業委員は定員十三名ですが、選挙による委員は十名で、三名については、農業協同組合が推せんした理事一名、議会在が推せんした学識経験者一名を、町長がそれぞれ選任することになっていきます。

選挙結果は次のとおりです。

## 候補者得票数

(得票順)

	氏名	年齢	得票数
当選	柴田 治美	48	220. <sup>613</sup>
"	石松 薫	50	214. <sup>611</sup>
"	村田 喜代実	68	210
"	芳賀 和夫	54	209
"	仲野 利治	54	203
"	石松 方則	57	201. <sup>388</sup>
"	柴田 盛彦	66	201. <sup>380</sup>
"	竹森 繁男	50	190
"	舛添 忠	56	164
"	添田 重広	41	162
次点	矢野 智	59	151
"	峯 一二	57	139
"	安藤 智	66	51
計			2,317

## 投票状況

第1投票区				2投票区				合計			
男女別	当有権者数	投票者数	投票率%	男女別	当有権者数	投票者数	投票率	男女別	当有権者数	投票者数	投票率
男	730	642	87.95	男	469	428	91.26	男	1,199	1,070	89.24
女	853	776	90.97	女	530	491	92.64	女	1,383	1,267	91.61
計	1,583	1,418	89.58	計	999	919	91.99	計	2,582	2,337	90.51

## 遠賀町納涼花火大会

遠賀町商工会中元大売出

遠賀町 }  
遠賀町商工会 } 共同主催  
夕刊フクニチ新聞社 }

福岡ヤンマー木村農機具店  
大成建設工業株式会社  
湯川山荘  
岡崎工業株式会社  
西日本空輸株式会社

仕掛花火  
提 供

日時 8月6日(土)

午後8時より9時まで

雨天の場合は翌日へ順延

場所 遠賀町役場裏埋立地一帯

主旨 ① 町内の老人子供の慰安

② 遠賀町商工会中元大売出

(8月1日 ~ 8月12日)



二、施肥  
水害や冠水による肥料の流失は特別に考えなくてよいでしょう。あえて「元気づけ」に追肥をする場合は成分に換算して一〜二キログラム程度。(七月中旬まで)

### 我等の試験田(四)

古人曰く「その昔、石灰窒素を使用したときは、モンガレ病なんぞみられたかった」と、それから二十年肥料の種類も単肥から配合肥料更に化成肥料へと移行し、最近では石灰窒素は殆んど姿を消してしまいました。これと反対にモンガレ病の発生は拡大化の傾向をたどったのであります。

## 石灰窒素による「モンガレ病」防除試験

そこで識者の間から石灰窒素とモンガレ病との間になにか相関々係があるのではないかとの疑問が起り、これが今回の「石灰窒素によるモンガレ病の防除試験」となっております。

#### 一、試験の方法

- (1) 浅木地内一〇五アールの集団地において
- 散布区(九〇

アール)、対象区(一五アール)に分け、石灰窒素を使用したものとし、圃場について、「モンガレ」病の発生状況を調査した。(別表のとおり)

(2) 本試験田の施肥量は次のとおり

- (ア) 散布区 石灰窒素一〇アール
- 当り二五ギガ、及びP・K化成肥料三〇ギガを元肥とし、追肥は一般慣行に準じて行った。成分換算でN八・六九ギガP・K各々六〇〇ギガとした。

(イ) 対象区 一般慣行法による施肥

また別表による施肥回数も秋落し地帯を基準にしたものであり、その他の地域については土壌条件や生育相とも考慮し回数を減ずるとくに低温少照に推移した場合

#### 肥法で成分換算にして(反当)

- N 一八・〇〇ギガ
- P 一七・九六ギガ
- K 一七・八七ギガ

を施用した。

(3) 試験田の灌水は、キンカク流入防止措置としてサラン網を用水口に設置した。

(4) 病害虫の防除についてはモンガレ病についてのみ、同一試験区内で防除区と無散布区に区分した。

注：防除区の使用農薬はビージット粉剤一〇アール三ギガを散布した。

#### 二、考察

(1) 昭和四十年は気温比較的低温にして「モンガレ病」は総体的に

は追肥をすくなく目に施して下さ

#### 三、病害虫防除

盆頃にかけて注意するものに、ウンカ・ツトムシ・メイ虫・モンガレ病などがあります。

発生は少なかった。

(2) 散布区は対象区に比し茎数、葉色共に秀れ、モンガレ病の発生には好条件であったにもかゝらず、罹病株率に於いて散布区は発病度が少なく対象区に優っていることは今後の「モンガレ

病」対策として注目される。

(3) この試験に於いて、対象区と散布区の前作が同一条件でなかったこと及び、前作から連用散布しこれを二〜三年継続し比較しなければ、成績も明確にでないことを附記しておく。

モンガレ病調査成績表 (発病株率)

調査期日	散布区	対象区	
		%	%
第1回 (8.16)	4.0	18.0	
第2回 (8.27)	7.0	22.0	
第3回 (9.16)	7.0	29.0	
参 考	数	24.6本	21.0本
	丈	96.5穂	94.7穂
	長	77.3穂	76.5穂
	穂	19.2穂	18.4穂

(1965 浅木)

## 鶏の「移入禁止」を解除

— ニューカッスル病下火に —

昨年十月以降、県内各地に猛威を振ったニューカッスル病は、関係各位のご努力によりまして、一応の終息をみるに至りましたことは、ご同慶に存じ、厚く御礼申し上げます。

六月二十日現在、福岡県内の移入禁止が全面的に解除になりましたので、お知らせします。

## 昭和四十一年度「海外派遣」

農業研修生の募集について

- 一、派遣先  
外国の新しい、進んだ農業を实地に修得し、帰国後、日本農業の近代化を促進しようとする目的のもとに次のとおり本年度農業研修生の募集が行われますから、希望の方は至急経済課あて申込み下さい。
- 二、派遣期間  
昭和四十一年七月から昭和四十四年六月まで二ケ年
- 三、資格条件

- 四、募集人員  
福岡県にて二名
  - 五、募集期間  
八月二十日まで
  - 六、実施団体  
社団法人農業研修生派  
米協会
  - 七、受入団体  
米国4Hクラブ財団
- なお、くわしいことは経済課に問い合わせ下さい。

(ア) 昭和十五年七月一日より昭和二十三年六月三十日の間に出生した男子。

(イ) 高等学校卒業程度の学力を有し、心身共に健全でかつ意志堅固なものであり、英語力のすぐれているもの。

(ウ) 体重五五磅、身長一四六〇磅、胸囲は身長のおよそ1.5倍の体格を有し、背筋力一四〇磅、握力四〇磅、肺活量四、〇〇〇cc以上の体力を有するもの。

# 地籍調査の歴史 (その四)

## 明治維新の土地調査 (下)

地租改正法令に基づく丈量は最初、田畑、について行われ、山林・原野については、田畑の丈量が終った後に行われました。山林・原野の地租改正については次のような条令が出ています。

### 山林原野地租改正調査方法

(明治十三年三月三十一日)

- 第一章 土地丈量
- 第一条 土地の丈量は山岳平地を問わず民有地にして地租改正調査未済のものに限るべし。
- 第二条 反別を求むるはその地形に従い面積を測るべし。
- 第三条 耕地に介在或いは接続平坦の林藪秣場、物干場などは耕地地図の丈量法を用うべし。
- 第四条 原野及び山岳中の林藪秣場等は細入或は足踏み等を以て、縦横の間皮を測り反別を算出すべし。
- 第五条 深山幽谷或は曠漠たる原野にして容易に丈量難し難きものは、四至の経界を詳明に簿冊に記載し凡反別を取調ぶべし。

- 第二章 地番
- 第六条 番号は耕地地部内と山林地部内とを大別して二種に分つべし。
- 第七条 耕地地部内各種は先に取附けたる番号の続番号を附し、山林地部内は種類を問わず土地の順序を以て番号を附すべし。
- 第三章 地並帳及び地図
- 第八条 地並帳は耕地地部・山林地部を分けて二部とし、一町村限り調整し差出すべし。但し大部に至るものは適宜数冊に分つても妨げなし。
- 第九条 地図は一字張り調整し、別に全村略図を副え差出すべし。但し一字中数枚些少のものは接続の数字を一枚に記載するも妨げなし。

### 第四章以下略す

この条令によってもわかるように、地租改正法令による土地丈量は、きわめて、ずさんな方法で行われたようである。

地租改正法令に基づく全国的な土地調査は、この山林・原野の調査測量によって一応終了し、その

成果に基づいて、地租の徴収がなされるようになりまし。しかし時が経るにつれて制度上の改正すべき点などがあつて、明治十七年新たに、地租条令、を公布し前の地租改正条令、によって作成された地券台帳の不備を直し、又すでに調査済みの土地でその後、権利事項及び地籍事項に移動を生じたものについての修正をなし、併せて町村地図ならびに、字切図の再調製を行なつたのであります。その後土地所有権の判定は司法系統の所轄事項となりましたので、明治十九年、登記法、を制定し、更に明治二十二年、土地台帳法、を制定公布し現在に至つております。

我々が現在使用している土地台帳ならびに字切図は、大略以上のような事情と経過をたどつてきたものであります。当時の社会情勢の下では、この土地調査は国家の総力を挙げての大事業であつたに違ひありません。又当時の財政状態では高度な測量技術を応用しての土地調査は、この事業の早期完了という政治的要求とあいまつて、とうてい不可能であつたことと思われま。従つて土地の丈量についても、徳川時代の旧検地帳の反別がたとへ古いものであつても、調査や丈量は厳重に行われたという前提のもとに、特に異動のあつたもののみを対象として再調

査が行なはれ、他の大部分の土地については旧検地帳のものを基本として作成されたであらうと想像されます。

そうすると、この土地調査の際採用されました地籍は旧藩時代から地券へ、そしてそれが地租改正の基本面積と、そのまま引き継がれたことになりま。現地調査を全然行われず旧検地の地籍をそのまま、鵜呑み、にしたとは思われま。換言すれば地租改正法令に基づく土地調査は旧検地帳の反別を基本として現地調査を行ない、旧検地帳に記載されてないもの、或は旧検地帳に比べてその広い狭いの差が余りにも大きく且つ明瞭なもののみについて再調査を行なつたと見るべきであらう。

土地の丈量を行なうについては、一部の地方では測量の専門家に頼んで実施した所もあるようですが、大部分の地方では時間的・財政的な事由があつたので、か、町村内から地主の総代を選出しこれ等の者に調査方法を教へて実施したようであります。このようにして作成された土地台帳及び字切図ですから、精度的に見て粗雑であることはやむを得ないことあります。

以下次号 地籍調査の歴史(その五)外地における土地調査

## 夏休み中の青少年の指導

— 余暇を適切に過ごしましょう —

本年もいよいよ学校の夏休みになりました。学生や生徒は、海や山に出かけたり、大いに余暇を楽しもうと計画を立てていることでしょう。

夏休み中の楽しかったできごとや大人になつてもいろいろと思ひ出されるものです。

しかしこの楽しいはずの夏休み

の間に青少年たちが非行におちいる場合が少なくありません。

そこでこの機会に夏休み中の青少年の非行化を防止するには、どうしたら良いか考えて見たいと思ひます。

非行青少年の事件を統計に見ますと夏の時期に最も多く発生し、とくに学生生徒の非行が多いこと

がわかります。このように学生生徒の非行が夏の時期に多い原因として学生生徒が夏休みによって増大する余暇を適切に過ごすことができないために、ややもすると非行におちいりやすいということがあげられます。

青少年の非行を防止し、あるいはすでに非行におちいた青少年が再び非行を犯すことがないようにするには、余暇の利用を適切に行なうよう指導援助することが非常に大切であることは今日青少年保護の仕事に携わつている人々の

れでもが認めていることです。

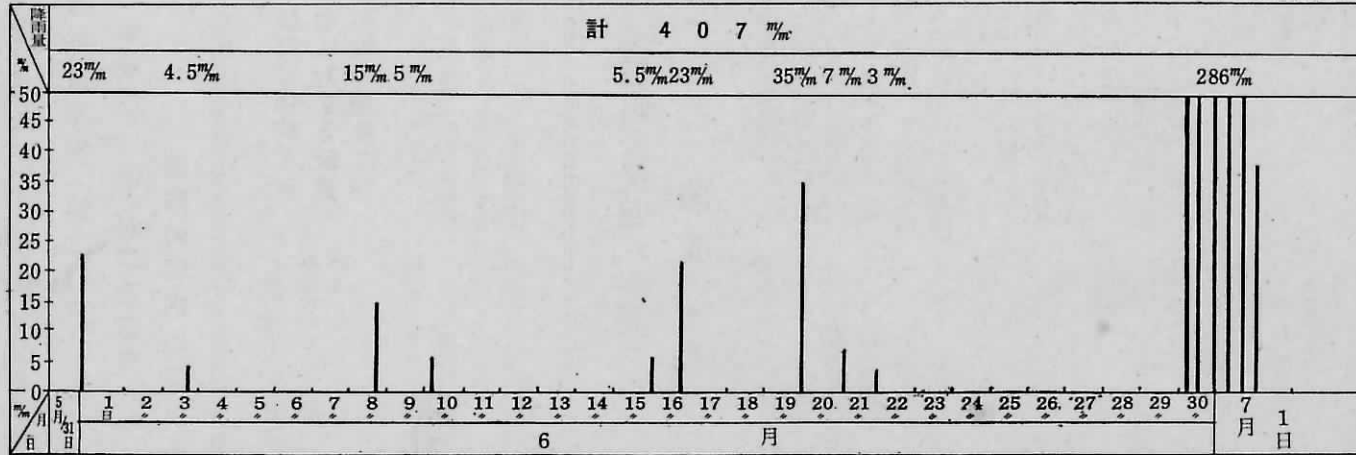
夏休みが認められている意義を良く理解させて学習、身体の鍛練と精神面の向上につとめさせて、人格形成の上に役立たせねばなりません。学生生徒が最も余暇の多い夏休みの時期を、その人格形成に役立つよう有効に過ごすことができ一人でも非行におちいるものがないように学校でも家庭でも適切な指導援助を与えてほしいと思ひます。

遠賀町青少年問題協議会



### 六月の降雨量

(午前9. ~午前9.) 遠賀町観測

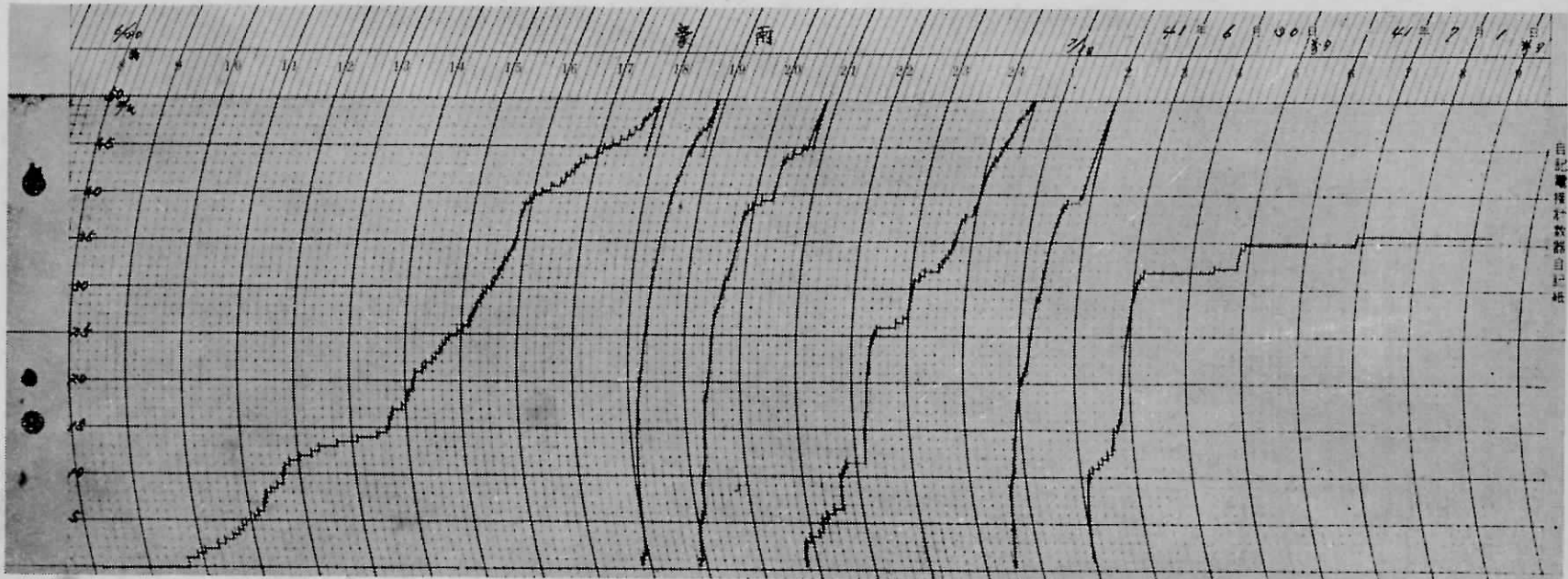


—— 降雨量の ——  
おしらせ

梅雨も明けて、いよいよ本格的な夏が訪れて来ました。今年度の梅雨は陽性型で、6月30日から7月1日にかけての集中豪雨は、九州各県に相当な被害を与えたようですが、本町においても堤防決壊等、被害総額約五〇〇万円の災害をうけました。

役場では毎日降雨量を測定していますが、参考までに6月の降雨量をお知らせします。なお、6月30日の集中豪雨における各地の降雨量は次のとおりでした。

遠賀町	二八六ミリ
英彦山	一四一ミリ
直方	二二八ミリ
中間	二二七、九ミリ
折尾	二九八ミリ



自記電極計数器自記紙

今月の税金

固定資産税 第二期分

納期限 七月二十五日

期限内に納めましょう

下肢又は体幹不自由者に対する軽自動車税の減免について

下肢又は体幹不自由のため歩行が著しく困難である者が使用する軽自動車についてその税を減免す

る事になりましたので該当者は手続をされるようお知らせいたします。

持参品 身体障害者手帳  
運転免許証  
インカン  
申請場所 役場税務係

戦傷病者特別援護法による巡回相談実施について

戦傷病者特別援護法による、補装具の支給(修理)および、更生医療の巡回相談が次のとおり実施されますのでお知らせします。

- 一、日時 昭和41年8月4日(木) 10時から16時まで
- 二、場所 宗像町役場
- 三、携行品 戦傷病者手帳及印かん

戦没者及び遺族の調査は済みましたか

先般来、各区長さんを通じて、日清戦争から大東亜戦争まで(事変、事件を含む)の対外国戦争による戦没者、及び遺族の方(遺族の方が在住していない場合は、親戚又は身寄りの方)の調査を行っておりますので、まだ調査の済んでいない方は、区長さんまで申しでて調査を済ませてください。

なお、この調査は各種の資料(特に慰霊塔に氏名を刻み込むようになればその資料)として必要ですから協力ください。

温水器を設備する時には役場へ届け出ましょう

最近太陽熱の利用により温水器を備え付けられているご家庭が多分に見受けられます。

町の水道を使用されているご家庭で、給水管を利用し、温水器を備え付けようとするときは、必ず事前に役場水道係に届け出て、町の許可を得てください。

遠賀町簡易水道給水条例第六条の規定で

「給水栓以外の給水設備は、特に指示する部分の外、これに触れ又開閉することは出来ない」となっております。

既に温水器を設備済のご家庭は八月十日までに町水道係へ届け出

て、検査を受けて下さい。  
◎井戸水使用のご家庭は、必要ありません。

「年金だより」

「三十五才以上の人は今すぐ加入を」

現在35才以上の人、すなわち昭和6年4月1日以前に生れた人は今すぐ加入し、引き続き国民年金の保険料を納めるか、納めることが困難な場合は保険料の免除申請をするかの、いずれかの方法を講じないと老令年金の受給資格要件を満たす事ができなくなるギリギリの時期にきております。

これでは、すべての人、老後の所得保障を、という社会保障の理念にもとづいて発足した国民年金制度から取り残されてしまいますので、今すぐ加入の手続きをしてください、役場社会係で受け付けております。

「寄附ありがとうございました」

次の方々から、町社協、町内小中学校に、ご寄附をいただきましたので、紙上にて報告かたがた、寄附者に対しお礼申し上げます。

記

- 一、金 吉村 町社協運営資金
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 故花田キク様香典返しとして
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 千代丸 花田 重己殿
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 遠賀中学校備品費
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 浅木小学校備品費
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 島門小学校備品費
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 故石松サカエ様香典返しとして
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 上別府 石松 静代殿
- 一、金 一〇、〇〇〇円也 遠中技術科用教員費として
- 一、金 一五、〇〇〇円也 若葉台 豊沢 健一殿
- 一、金 一五、〇〇〇円也 町社会教育運営費
- 一、金 一五、〇〇〇円也 故松本利憲様香典返しとして
- 一、金 一五、〇〇〇円也 広渡 松本 稔殿

遠賀町公民館(本館)が落成しました

社会教育の重要性にかんがみ、その施設の充実をはかるため、かねてから工事中であった、本町公民館本館建設工事は、6月末完工、7月12日町当局関係者による形ばかりの落成式を行いました。

7月13日には、初使用としての遠賀町老人クラブ中央研修会開催を皮切りに、いよいよ公民館本館の開館をしました。

なお、公民館落成に当り次の方々から内部施設についてのご寄贈がありましたので、ご披露いたします。

〇工事概要

- 1 構造 木造、平家、モルタル仕上げ
- 2 面積 二七一、九〇平方メートル
- 3 室数、その他 ホール、小会議室、事務室、玄関、便所、渡り廊下、ポーチ
- 4 建設費 三、六六五、〇〇〇円也
- 5 設計者 久保山巖氏(西島設計事務所)

- 6 施工者 高山建設株式会社
- 7 備品 長机20脚 椅子70脚
- 〇内部施設寄贈者(順不同)
- 一、ステージ用引幕 遠賀町婦人会殿
- 一、ステージ用一文字幕 中西かまぼこ店殿 (水巻町)
- 一、時計 掘江かまぼこ店殿 (芦屋町)
- 一、演台 森田誠之助殿
- 一、花瓶 高山建設株式会社殿
- 一、花瓶 遠賀町青年団殿
- 一、花瓶台 松本 稔殿
- 一、黒板台 権田鮮魚店殿
- 一、暗幕一式 花田鮮魚店殿
- 一、水商売店殿 水上商店殿
- 一、高崎商店殿 高崎商店殿
- 一、白鳥写真館殿 白鳥写真館殿 (折尾町)
- 一、大かがみ 衆議院議員 三原朝雄殿